

事務連絡  
令和8年4月24日

各 都道府県  
指定都市 障害児支援担当課 御中  
中核市  
児童相談所設置市

こども家庭庁支援局障害児支援課

児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）に係る調査について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

令和8年4月22日に実施した「障害児支援分野における地方自治体との連携会議（第1回）」においても説明したとおり、障害児支援課にて所掌する児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（以下、補助金という。）の各事業については、こども未来戦略に基づく「加速化プラン」により、安心して子育てができ、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現等を目指し、取組を図ることとしています。

つきましては、下記のとおり調査を行いますのでご対応をお願いします。

なお、本件は今後の事業の進め方にも関係することから、指定都市・中核市・児童相談所設置市も含めて、**都道府県において取りまとめのうえ提出**をお願いします。

## 記

1. 提出書類 <都道府県において取りまとめのうえ、提出>
  - ・（別紙1）児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）実施済み状況調査票 R7当初分
  - ・（別紙1-2）児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）実施済み状況調査票 R7（R6からの繰越分）
  - ・（別紙2）児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）執行予定調査票 R8（R7からの繰越分）
  - ・（別紙2-2）児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）執行予定調査票 金額 R8（R7からの繰越分）
  - ・（別紙2-3）障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 計画書
  - ・（別紙3~5）児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）執行予定調査票 R8~R10

## 2. 参考資料

作成に当たっては、以下の通知等を参照のうえ作業をお願いします。

### 〈令和8年当初分〉

- ・「地域障害児支援体制強化事業の実施について（令和5年6月5日こ支障第8号）（最終改正：令和8年4月16日こ支障第117号）」
- ・「地域支援体制整備サポート事業の実施について（令和6年1月5日こ支障第118号）」
- ・「医療的ケア児等総合支援事業の実施について（平成31年3月27日障発第19号）（最終改正：令和8年4月7日こ支障第54号）」
- ・「聴覚障害児支援中核機能強化事業の実施について（令和6年3月29日こ支障第72号）」
- ・「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業の実施について（令和6年1月5日こ支障第119号）」
- ・「障害児安全安心対策事業の実施について（令和6年3月29日こ支障第73号）」（一部改正：令和7年2月26日こ支障第29号）

### 〈令和8年（令和7年度からの繰越分）〉

- ・「令和7年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業の実施について（令和8年1月9日こ支障発第414号）」
- ・「障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業の実施について（令和7年2月26日こ支障36号）」
- ・「地域のインクルージョン総合支援推進事業の実施について（令和8年1月9日こ支障第2号）」
- ・「発達に特性のある子どもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業の実施について（令和8年1月8日こ支障第1号）」
- ・「障害児安全安心対策事業の実施について（令和6年3月29日こ支障第73号）」（一部改正：令和7年2月26日こ支障第29号）
- ・「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の実施について（令和7年12月26日こ支障第447号）」

### 3. 各都道府県からこども家庭庁への提出期限

(1) 別紙2-3<期日までに提出が無い場合は、希望なしとして取り扱う。>

令和8年5月15日(金) 17:00

※その後、5月中を目途に該当自治体に対しヒアリングを実施する。

(2) (1) 以外

令和8年5月29日(金) 17:00【期限厳守】

### 4. 提出方法及び提出先

こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係へ電子メールにて提出。

件名：【自治体名】児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）に係る調査について

E-mail: [shougaisien.shougaijishien@cfa.go.jp](mailto:shougaisien.shougaijishien@cfa.go.jp)

### 5. 留意事項

- ・本調査の結果については、今後の「障害児支援分野における地方自治体との連携会議」における情報提供を念頭に置いているものです。
- ・令和9年度以降の実施状況については、各自治体における加速化プランに基づく取組の進捗状況を踏まえ、記入をお願いします。
- ・記入する際の注意点等については、別添「記載要領」をご確認ください。
- ・別紙2については、繰越分の所要額調査となりますが、回答状況を踏まえ予算の執行に支障が無いことが確認できた場合、国庫補助所要額の事前のお示し（以下、内示という。）は行わず、交付決定のみで対応します。その場合、当課からの連絡は行いません。
- ・別紙3に係る所要額は、虐待防止対策課予算係より調査予定であるため、今回の調査からは割愛しています。今後、所要額の積み上げを行い調整が必要な場合に限り、当課から内示を行いますが、その必要が無い場合は交付決定のみで対応します。その場合は、当課からの連絡は行いません。

## 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）に係る調査 記載要領

自治体毎に、以下のとおり必要事項を別紙様式調査票（以降、「本調査票」とする。）に記入してください。

| 調査項目   | 入力内容  |
|--|---|
| 【別紙 1】実施済み状況調査票<br>(令和 7 年度当初予算分)                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年度当初予算分の事業について、実施したものは該当セルのプルダウンより「○」を選択してください。</li> <li>★B 列の「都道府県名」欄でプルダウンより都道府県名を選択すると、管内の市町村・特別区名が下部リストのオレンジ色セルに自動表示されますので、自身の自治体が該当する行へ入力してください。</li> <li>【別紙 1 - 2、2、2 - 2、3 ~ 5】においても同様です。</li> </ul>   |
| 【別紙 1 - 2】実施済み状況調査票<br>(令和 7 年度 (令和 6 年度からの繰越分))       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年度 (令和 6 年度からの繰越分) の事業について、実施したものは該当セルのプルダウンより「○」を選択してください。</li> </ul>   |
| 【別紙 2】執行予定調査票<br>(令和 8 年度 (令和 7 年度からの繰越分))             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度 (令和 7 年度からの繰越分) の事業について、執行予定のものは該当セルのプルダウンより「○」を選択してください。</li> <li>・「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」については、令和 7 年度補正予算で交付決定を受けており、現時点で足りていない都道府県のみ「○」をつけてください。今回「○」をしていない場合、追加交付は認めません。</li> </ul>  |
| 【別紙 2 - 2】執行予定調査票<br>(令和 8 年度 (令和 7 年度からの繰越分)<br>所要金額  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度 (令和 7 年度からの繰越分) の事業について、執行予定のものの所要金額を該当セルに入力してください。</li> <li>・補助率を乗じた後の国庫補助所要額を入力してください。(千円未満は切捨て)</li> </ul>   |
| 【別紙 2 - 3】障害児支援事業所等における<br>ICT を活用した発達支援推進モデル事業<br>計画書 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業を実施予定の場合は、本計画書に必要事項を記入してください。</li> <li>・計画書の下部に、弊課とのヒアリング候補日についての項目がありますので、希望日程（午前・午後まで選択）及びヒアリング時に使用希望のソフト（Zoom 又は Teams）まで入力してください。</li> </ul>  |
| 【別紙 3 ~ 5】執行予定調査票<br>(令和 8 年度 ~ 令和 10 年度)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度【別紙 3】については、実際に交付申請を行う事業に「○」をつけてください。</li> <li>・令和 9 ~ 10 年度【別紙 4・5】については、予算要求の有無に関わらず、あくまで現時点で事業の実施を考えているものに「○」をつけてください。</li> <li>・将来的なニーズの把握の観点で、令和 7 年度補正予算事業である「地域のインクルージョン総合支援推進事業」及び「発達に特性のある子どもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業」についても、別紙中の右側に「別表」を設けておりますので、こちらにも入力してください。</li> </ul> |

### 【都道府県ご担当者様】

・本調査においては、指定都市・中核市・児童相談所設置市も含めた貴管内全自治体分について取りまとめの上、期日までにご提出ください。

### 【市区町村ご担当者様】

・入力した本調査票については、各市区町村の所在する都道府県へお繋ぎ下さい。

・指定都市・中核市・児童相談所設置市におかれましても、直接弊庁がやり取りさせていただく機会もございますが、本調査においては、都道府県取りまとめとなっておりますので、所在する都道府県における集約にご協力ください。

## ●留意事項

(1) 本調査票の別紙 1、1 - 2、2、3 ~ 5 については、該当するセルのプルダウンより「○」を選択する方式ですが、該当しないセルへの「×」等の入力は不要です。

(2) 本調査票において、実施主体の行を設けて類型別で色分けしておりますので、自身の自治体が対象かについてもご確認の上、入力してください。

(3) 実施主体の略称を、本調査票上で以下のとおり使用しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

- ・都道府県→都道府県
- ・指定都市→指
- ・中核市→中
- ・児童相談所設置市→児
- ・保健所政令市→保
- ・特別区→特
- ・市町村（特別区を含む）→市（特含む）
- ・一部事務組合及び広域連合→事務・広域

例) 都道府県・指定都市・中核市が実施主体の場合→都道府県・指・中

※ 1 : 実施要綱上、「都道府県・指定都市・中核市・市町村（特別区を含む）」と記載のある場合でも、本調査票上では「都道府県・市（特含む）」（「市（特含む）」に指定都市・中核市も含まれる整理）として記載しておりますので、ご注意ください。

※ 2 : 「地域のインクルージョン総合支援推進事業」については、実施要綱上の 3. 事業内容の（4）インクルーシブ型事業所モデル事業の実施主体は、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 に基づき、事業所指定を行っている都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市」（「地域のインクルージョン総合支援推進事業の実施について（令和 8 年 1 月 9 日こ支障第 2 号）」一部抜粋）となっておりますので、ご注意ください。

(4) 本調査にあたっては、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）に係る各事業の実施要綱をよくご確認のうえ、入力してください。

(5) 本調査票上の「子ども家庭庁集計【編集不可】」シート（非表示となっております。）には触れないようにしてください。

(6) 令和 9・10 年度分については、今回の回答内容により、将来的な申請の可否は左右されません。各自治体において、採択の可否に関わらず現時点で事業の実施を考えているものに「○」をつけてください。